

三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第7条の2中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。
第8条第1項中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

乳幼児の医療費の助成の所得制限を撤廃するため、本案を提出します。